

NHKのインターネット活用業務に係る主な議論

平成25年6月19日

事務局

目次

1. 基本的考え方	2
2. 個別要望事項に対する考え方	5
3. 制度の在り方	9

1. 基本的考え方

【方向性】

- ・ 全体の方向性として、放送と通信の融合が技術的に可能となり、社会的なニーズも増加・多様化している点を考慮すると、NHKがそうした技術を推進するという方針には大変共感できる。
(構成員)
- ・ NHKがインターネットを利用すること自体は否定しないが、無制限の拡大は、民間による市場の自立・発展を妨げかねない。
(新聞協会)
- ・ 一般論の部分でNHKがインターネットの活用を推進していく方向性は理解できるが、放送制度とそれ以外の言論制度(新聞、書籍等)との関係で、NHKが肥大化しすぎないことが言論制度の健全なあり方なのではないか。
(構成員)
- ・ 民放事業者が最も危惧するのは、NHKが受信料収入を使ってインターネット関連業務等を際限なく拡大することで、「放送の二元体制」のバランスが崩れ、ひいては国民・視聴者に不利益をもたらすこと。
(民放連)
- ・ NHKの使命に鑑みて、公共性があれば何でもできるわけではなく、放送が本業である以上、いかに公共性のある情報でも何らかの制約を受けるのが大前提。
(構成員)

【NHKが実施し得る業務の範囲】

- ・ NHKの提案は、現行の受信料制度を前提とするならば、あくまで放送事業がメインであって、それに付随する、又は関連する部分について業務を拡大していこうということになるだろう。

(構成員)

- ・ NHKは放送法に基づき設立された特殊法人で、受信料収入を財源とする公共放送であることから、NHKが実施できるインターネット活用業務は「放送の補完」が基本。

(民放連)

- ・ 「補完」の内容について、例えば、放送のために収集した情報であること、市場への影響、予算上の制約といったものがあるのではないか。

(構成員)

- ・ NHKがインターネット配信可能なコンテンツは「既放送番組等」に限られており、放送と関係のない独自コンテンツは明らかに「放送の補完」とは言えない。

(民放連)

- ・ 検討にあたっては、「NHKの目的や使命に合致しているか」、「サービス範囲が明確であるか」、「受信料がどの程度使われるか」といった視点に加え、「民間事業者との公正な競争」、「地域免許制度など放送制度の根幹との整合」、「基幹放送の普及・発展における先導的な役割」などの視点も重視すべき。

(民放連)

- ・ 業務としての補完性という議論であるのか、市場への影響の観点からの議論なのかは、切り分けて議論していくべき。

(構成員)

2. 個別要望事項に対する考え方

【ラジオ放送番組のインターネット同時配信(らじる★らじる)】

- ・ ラジオに関しては、ラジオ自体の魅力を高めていくことが喫緊の課題になっており、別に考えて良いのではないか。
(構成員)
- ・ 放送対象地域に即してインターネット配信することが適切。
(民放連)
- ・ (本業務の)恒常化は理解できるが、①民間放送が行っている同様の取組との調整を十分に図ること、②得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ることの2点を求める。
(新聞協会)

【オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信】

- ・ 受信料を用いて取得した放映権の有効活用は国民の利益に合致するが、包括的認可には賛成できない。業務範囲を定めた明文規定が必要。今後も、包括的でない認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることが必要。
(新聞協会)
- ・ 対象となるイベントは限定的にとらえ、その範囲を明確にする必要があると考える。
(民放連)
- ・ 地上放送、BS放送での放送を優先し、ライブ配信の対象はNHKおよび民放事業者が中継(録画中継やライブストリーミング含む)しない競技・試合に限定すべき。
(民放連)

【災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供】

- ・ 災害や防災情報は非常に公共性が高いと思うが、災害危機管理、特に防災、減災については、場合によっては何でも防災・減災と言える。

(構成員)

- ・ これまで実施された範囲内であれば概ね問題ないと考えるが、「防災・減災等に資する情報」については、範囲が不明確。

(民放連)

- ・ 災害報道、防災・減災報道が公共放送の理念と合致するという主張は理解するが、無秩序な拡大を懸念する。何が災害報道等に含まれるのか、基準を示すべき。

(新聞協会)

【既放送番組の無料での提供期間に係る制約の廃止】

- ・ ある程度自発的にルールを作るということでもないと、概に許容できるということにならないのではないか。

(構成員)

- ・ 1か月の制約自体は必要であり、認めるとしても学校放送番組、福祉番組に限定すべき。

(民放連)

- ・ 教育と福祉に限ったものならば、国民の利益に合致する。ただし、要件緩和の範囲や費用を明確にすべき。

(新聞協会)

- ・ 既放送番組丸ごとの提供は主として有料で実施しており、(本要望は、)福祉番組などのクリップや学校放送番組といった、基本的には追加費用が殆どかからずに実施できるものを想定している。

(NHK)

【業務ツールとしてのインターネットの活用】

- ・ 「業務ツール」の範囲・趣旨が不明確である。 (民放連)
- ・ NHKの独自催事に関する利用であれば特段の意見はないが、実施範囲と実施手続に係る明文規定を設けるべき。 (新聞協会)

- ・ NHK主催イベントであればインターネット配信(ライブストリーミング等)が実施できる、とする従来のNHKの解釈は無理があると考える。 (民放連)

【ハイブリッドキャストの提供】

- ・ 有用性はあると思うが、際限がなくなってしまうとも感じる。 (構成員)
- ・ NHKが牽引車の役割を果たしていることは理解できるが、現時点では具体的サービス内容が判然としない。 (新聞協会)
- ・ 定義が不明確。通信で提供する範囲は、放送番組を補完するものに限るべき。 (民放連)

- ・ ハイブリッドキャストの利用者と、それ以外の受信料負担者との公平性を十分に検討すべき。 (民放連)
- ・ 今後ある程度展開していかなければ、サービスの内容がはっきりしてこない面もある。制度上も検討を要するという点では、NHKとして、さしあたり、放送番組と連動する情報サービスを提供していくという以上のことは考えていない。 (NHK)

【インタラクティブな学校教育コンテンツの提供】

- ・ ほぼ際限なく範囲が広がってしまうように感じる。 (構成員)
- ・ 民間の教育関係事業者から意見を聴取すべき。 (民放連)

- ・ 要望は、放送の補完という範囲を大きく逸脱している。民間事業者に任す分野と判断。 (新聞協会)

3. 制度の在り方

【業務範囲規律の方法】

- ・ 特認業務等ですでに実施されてきた業務であっても、業務規定に盛り込み当該業務の実施を恒常化するのであれば、NHKの業務として不可欠か、実施内容は適切か等を精査することが法定化の検討において必要。

(民放連)

- ・ 現在は、個別に電波監理審議会への諮問を経て、総務大臣が認可をする形で多くの部分に対応しているが、例えば、一般的な規定を設けた上で、事後的に1年といった単位で、一体どのような業務を行ったのかについて、国民あるいは総務大臣に対して明確に示していくようなことが考えられる。

(構成員)

- ・ 結局は個々の業務を見ていくしかない。災害情報発信等の一定のコンセンサスがあるサービスについては、法令上一般的な規定を置けばよいと考えられる一方、ハイブリッドキャストのようなサービスは、現段階でおよそ全部(包括的に)認めることは難しく、個別にチェックしていくしかないだろう。

(構成員)

- ・ マス排の緩和と同様、NHKの今回のインターネットでの活動領域の拡大についても、段階的に認めていくというのが妥当なアプローチ。

(構成員)

- ・ NHKの業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及ぶことは、法の基本概念をゆがめるものではないか。

(新聞協会)

- ・ オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の競技中継等のインターネットライブ配信について、業務範囲を定めた明文規定が必要。今後も、包括的でない認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることが必要。

(新聞協会)※再掲

- ・ ハイブリッドキャストなど新たなサービスについては、放送法の業務規定とNHKの自主基準によって、業務範囲・内容を可能な限り明確にすべき。

(民放連)

- ・ 新しいサービスについては、あらかじめ詳細に規律するよりは、ある程度自由を認めてイノベーションを促していくことが国民・視聴者の利益になると考えられる。

(構成員等)

- ・ (業務範囲に係る)チェックを行う機関については、公益性、本来業務(放送)との関係性や市場性といったことを専門的に審査できることが必要。

(構成員等)

【業務範囲に関する事前審査に係る「第三者機関」】

- ・ NHKおよび子会社等の業務に関しては、たとえばNHK内部に透明性・公平性を確保した第三者的な審査機関を新設し、新サービス等の計画段階・実施前における事前チェック、および新サービス等が実施された以降の事後チェックを行うべき。

(民放連)

- ・ 展開したいサービス内容が公共放送の業務範囲に合致するか事前・事後に検証する第三者機関などを設け、インターネット活用の理由や活用状況、支出額などを事後に公開する義務を課すなど、NHKの活動を監視する何らかのルールが必要。

(新聞協会)

- ・ 英国等の例からは、あまり重たい制度を作ると結局機能しなくなり意味がなくなるので、機動的かつ透明性の高い機関をどのように作っていくかというのは、大きな問題。

(構成員)